

2020年
4月24日号

続・新型コロナウイルス流行に伴う危機に対する紛争実務上の対応

執筆者: 弘中 聡浩、小枝 未優

※ 本ニューズレターは、2020年4月22日までに入手した情報に基づいて執筆しております。

1 はじめに

本年4月6日号のニューズレターでは、新型コロナウイルス(COVID-19)の急速な流行による危機に伴う訴訟及び国際仲裁手続への影響についてまとめました。その翌日、4月7日に東京都及び大阪府を含む7都府県を対象とする緊急事態宣言が発令され、これによって裁判実務も大きな影響を受けています。また、海外の裁判所や国際仲裁において、この危機的な状況における法的手続の進行に関し各種の取組みや提言がされています。今回のニューズレターではこれらの新たな進展についてご紹介します。

2 訴訟実務への影響

4月7日の緊急事態宣言が発令されるまでは、各裁判所の裁判官は、通常民事訴訟事件について、電話会議システムや裁判手続のIT化で導入されていたTeamsを使用するなどの方策により、当事者が裁判所に出頭できないことによる審理の遅滞を防ぐための努力をされていたところですが、政府が緊急事態宣言を発令したことで状況は一変しました。最高裁判所は、4月7日付けで、各裁判所に対し、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止の取組みに最大限努力することが国の一機関である裁判所の責務であるとし、緊急事態宣言の対象地域の裁判所において、裁判所として必要な機能を維持できる範囲に継続業務を縮小し、裁判を利用する当事者、来庁者、職員の移動等をできるだけ回避することが求められるとして、このような範囲に業務を縮小することを依頼する旨の通達を発出しました¹。通常民事訴訟事件に関しては、4月7日の緊急事態宣言が発令される直前から、担当

¹ 日本弁護士連合会会員専用ウェブサイト上の情報による。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

弁護士には5月6日までの裁判期日を取り消す旨の連絡が来るようになっていました。このような措置は、最高裁判所が2016年6月に策定した新型インフルエンザ等の蔓延を想定した業務継続計画²に基づくものようです。その後、4月10日に愛知県が独自の緊急事態宣言を発令しましたが、その前日の4月9日には、名古屋地方裁判所の各裁判部も、4月の裁判期日を取り消す旨の連絡を始めていました。4月16日には、緊急事態宣言が全国に拡大されました。緊急事態宣言の状況下で、各裁判所は書記官室に限られたスタッフを配置するようしており、通常民事訴訟事件については新受案件の処理などに影響が出始めているようです。

3 海外の裁判手続

海外の裁判所では、例えばシンガポールでも、緊急性のある案件を除いては開廷を延期するといった業務の縮小が図られているようです³。そのような中で興味深いのは英国の裁判所の試みです。英国の商業裁判所(Commercial Court)では、新型コロナウイルス蔓延防止によるロックダウンを予想して、インターネットを用いた公開の口頭弁論を開きました。これは元々予定されていた国際訴訟(National Bank of Kazakhstan & The Republic of Kazakhstan v The Bank of New York Mellon & Ors)の口頭弁論について、各国に所在する証人及び専門家証人をインターネットで結び、Zoomを用いて尋問を行ったというものであり⁴、訴訟当事者を代理した法律事務所のウェブサイトにおいて速記録も公開されています⁵。裁判の公開の観点から、インターネット上で審理の様子の視聴もできたようです。英国では、3月下旬に立法されたThe Coronavirus Act 2020の中で裁判手続についても一定の立法上の手当てがされ、裁判手続における柔軟な審理方法がさらに後押しされています。

4 国際仲裁・調停における対応

各国が新型コロナウイルスの蔓延を阻止するために国境を跨ぐ人の移動を厳しく制限していることもあり、国際仲裁・調停のために多数の関係者が各国から一同に集まることはますます困難な状況となっています。このような中で、国際商業会議所(ICC)やシンガポール国際仲裁センター(SIAC)、香港国際仲裁センター(HKSIAC)といった主要な仲裁機関は、職員のリモート執務環境を整備し、業務を縮小することなく継続しているようです。国や地域によっては書類の送受に支障がある可能性もあることから、手続関係書類の送達をメールで済ませる措置を採っている例もあり、本ニューズレターの筆者らも実際にそのような案件を担当しています。

国際仲裁・調停手続のための人の集まりや移動を避けるため、ZoomやWebEx等のオンライン会議システムを利用したバーチャルヒアリングの検討も進められています。バーチャルヒアリングは従来から存在していたものですが、音声のタイムラグや時差による日程調整の困難、直接顔を合わせて行うことによる尋問の有効性が損なわれるおそれがあるといった問題もあることから、これまでは可能な限り関係者が一同に会するヒアリングが好まれてきました。しかし、新型コロナウイルスの蔓延の収束時期を見通すことができない現状を踏まえ、実務家の間ではバーチャルヒアリングに関する議論が進展しています。

例えば、仲裁機関であるICC、英国の伝統ある仲裁人の専門家集団であるChartered Institute of Arbitrators (CIArb)や、その他一部の仲裁実務家が、国際仲裁の会合をビデオ会議で行うに当たってのガイドラインを発表しています⁶。Delos Dispute

² <https://www.courts.go.jp/vc-files/courts/file2/280601.pdf>

³ <https://www.statecourts.gov.sg/cws/NewsAndEvents/Pages/COVID-19-ADVISORY-ADJOURNMENT-OF-NON-ESSENTIAL-AND-NON-URGENT-MATTERS.aspx>

⁴ <https://www.stewartslaw.com/news/the-challenges-faced-by-stewarts-acting-in-one-of-the-high-courts-first-virtual-trials/>

⁵ <https://www.stewartslaw.com/fl-2018-000007/>

⁶ <https://iccwbo.org/content/uploads/sites/3/2020/04/guidance-note-possible-measures-mitigating-effects-covid-19-english.pdf>
<https://www.ciarb.org/media/8967/remote-hearings-guidance-note.pdf>

Resolution という仲裁機関は、バーチャルヒアリングを行う際の留意点を含む、新型コロナウイルス流行に伴う現状の下で仲裁手続を遂行する上でのチェックリストを公開し、専門家のフィードバックを踏まえてこれをアップデートする試みを行っています⁷。調停についても、英国の調停機関である CEDR が調停期日をビデオ会議で行うに当たってのガイドラインを公表しています⁸。

また、SIAC や大韓商事仲裁院(KCAB)などの仲裁機関は、Zoom などのオンライン会議システムを利用してバーチャルヒアリングを実施する際の留意点に関する Web セミナーや模擬仲裁を開催し、これらのバーチャルヒアリングがどのようなものかを参加者に体験させる試みを行っています。これらの Web セミナーに参加したパネリストや参加者の間では、オンライン会議システムを用いたバーチャルヒアリングの実施に伴う実務的な問題について活発に議論が交わされています。

例えば、実務的な論点として、サイバーセキュリティ上の問題が挙げられています。Zoom については、米国においてセキュリティ上の問題点が報告された例もあるため、バーチャルヒアリングを実施する際には、使用する会議システムについての最新の情報を確認しておく必要があります。また、会議システム上の録音機能は、録音データが流出するリスクを避けるため、使用は控えるべきと考えられます。

また、一方当事者が対面によらないヒアリングの実施に同意しない場合にもバーチャルヒアリングの実施が可能かとの議論があります。このような場合にバーチャルヒアリングを強行すると、後にバーチャルヒアリングの開催に反対した当事者が仲裁判断の取消しを申し立てるリスクがあることから、仲裁廷にとってバーチャルヒアリングを強行することには心理的なハードルが高いと思われる。それでも仲裁手続の遅延を避けるために仲裁廷がバーチャルヒアリングを実施できるかどうかについては、今後の実務及び議論の蓄積が待たれるところです。

さらに、仲裁の証人尋問をバーチャルヒアリングで行う場合、別の場所にいる証人の傍に双方の代理人が立ち会うことができないため、証人の背後で証言内容を第三者が不当に示唆するのではないかという懸念があります。この懸念を払拭するため、例えば証人において 2 台の機器を用いてビデオ会議に参加してもらい、1 台は証人の顔を映し、もう 1 台は証人が証言している部屋全体を俯瞰できる位置に設置することなどが提案されています。この点については今後、実務家の間で議論が深められることが期待されます。

その他、バーチャルヒアリングを実施するに当たっては、ハウリングや複数の参加者が同時に発言することによる音声の重複の回避といった技術的な事項や、複数のディスプレイの要否、快適なインターネット接続環境といった、設備環境も考慮する必要があります。

このようにバーチャルヒアリングには問題点もありますが、多数の関係者の国境を跨いだ移動に伴う時間・費用の節約や、多忙な証人等全関係者の旅行日程を調整するために仲裁手続の終結が遅延することを回避できるメリットもあります。バーチャルヒアリングに関する近時の議論は、新型コロナウイルスの流行が終息した後の実務にとっても有益な示唆をもたらすことが期待されます。

5 まとめ

法律家の間では、新型コロナウイルスの流行の中での新たな執務環境に対応するための奮闘の中で、この経験が法律実務の「ニュー・ノーマル」をもたらすであろう、という言葉をよく聞くようになりました。この誰もが経験したことがない困難な状況が生み出す新たな問題の対応は慎重に検討する必要がありますが、この状況がさらに継続するようであれば、我々法律家は、この状況に適応するため、立場を超えた英知の結集が否応なく求められることになるかもしれません。

以上

http://www.kcabinternational.or.kr/user/Board/comm_notice_view.do?BBS_NO=548&BD_NO=169&CURRENT_MENU_CODE=MENU0025&TOP_MENU_CODE=MENU0024

⁷ <https://delosdr.org/index.php/2020/03/12/checklist-on-holding-hearings-in-times-of-covid-19/>

⁸ <https://www.cedr.com/commercial/telephone-and-online-mediations/>



ひろなか あきひろ
弘中 聡浩

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

a_hironaka@jurists.co.jp

1996年弁護士登録(2000年弁護士再登録)、2004年ニューヨーク州弁護士登録、1998-2000年横浜地方裁判所判事補。大型・複雑な民事訴訟、国際仲裁、製造物責任訴訟、租税訴訟、コンプライアンス関連案件等を主に担当。



こえだ みひろ
小枝 未優

西村あさひ法律事務所 弁護士

m_koeda@jurists.co.jp

2016年弁護士登録。2019年香港国際仲裁センター仲裁人補助者研修プログラム修了。代理人、および仲裁人または調停人の補助者として、数多くの国際仲裁事件・調停事件を担当。

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネスタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters>>に掲載しておりますので、併せてご覧ください。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200

E-mail: info@jurists.co.jp URL: <https://www.jurists.co.jp>

© Nishimura & Asahi 2020